

## 【参考法律】

### ○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）【抜粋】

（定義）

第2条（抜粋）この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

（省略）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 行政機関

(2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

(3) 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。）

第60条（抜粋）この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記載されているものに限る。

2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(省略)

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

【抜粋】

(定義)

第 2 条 (抜粋)

9 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条並びに第 48 条並びに附則第 3 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

○岡山市教育委員会が管理する公用車におけるドライブレコーダーにより収集し、及び記録した個人情報の取扱規程

令和2年9月23日  
市教育委員会訓令甲第13号

(目的)

第1条 この訓令は、岡山市教育委員会が管理する公用車(以下「公用車」という。)にドライブレコーダーを設置することで収集及び記録された画像、音声等の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 公用車に設置し、車内外の画像、音声及び運行情報を記録する装置をいう。
- (2) データ ドライブレコーダーにより収集及び記録された画像、音声及び運行情報をいう。
- (3) 記録媒体 データを記録することができるハードディスク、メモリーカード、光学ディスク等の媒体をいう。
- (4) 管理責任者 ドライブレコーダー及び記録媒体並びにデータ(以下「ドライブレコーダー等」という。)を管理する者をいう。
- (5) 操作取扱者 第4条第3項の指定を受けたドライブレコーダー等を操作する者をいう。

(ドライブレコーダーの性能)

第3条 公用車にドライブレコーダーを新たに設置し、又はドライブレコーダーが搭載された公用車をリースするに当たっては、ドライブレコーダーの性能について検討し、ドライブレコーダーに記録される個人情報の管理について最適と判断されるものを導入するものとする。ドライブレコーダーの買換え又はドライブレコーダーが搭載された公用車のリース契約の更新に当たっても、同様とする。

(管理責任者)

第4条 ドライブレコーダー等の管理運用を適正に行うため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、公用車を管理する課の長をもって充てる。
- 3 ドライブレコーダー等は、管理責任者及び管理責任者が指定する操作取扱者(以下「管理責任者等」という。)に限り取り扱うことができる。
- 4 管理責任者は、操作取扱者にこの訓令を遵守させなければならない。

(運転者の責務)

第5条 ドライブレコーダーが搭載された公用車を運転する者(以下「運転者」という。)は、当該公用車を離れて車内を無人にする際には、当該公用車に必ず施錠し、また当該公用車に戻った際にはドライブレコーダー及び記録媒体に異変がないことの確認を必ず行うものとする。ただし、記録媒体の確認が困難な場合はこの限りでない。

- 2 運転者(管理責任者を除く。)は、前項の確認によりドライブレコーダー又は記録媒体が設置されていないと認められた場合は、直ちに管理責任者へ報告するものとする。
- 3 運転者(管理責任者を除く。)は、ドライブレコーダー及び記録媒体の操作及び着脱並びにデータの閲覧を行ってはならない。

(データの取扱い)

第6条 管理責任者等は、データ及び記録媒体の取扱いに関し次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) データは、ドライブレコーダーに装着した記録媒体又はドライブレコーダーと一体となった記録媒体に記録する。
- (2) データは、パスワードの設定により管理責任者等以外の者が一切閲覧、操作できないよう保護する。また、パスワードは設定から13か月以内に変更するものとし、変更後もまた同様とする。
- (3) データは、原則として記録媒体の容量が不足すると順次自動的に上書きされる設定とする。ただし、衝撃感知等で自動的に上書きから除外されたデータについてはこの限りでない。
- (4) 記録媒体は、ドライブレコーダーの本体内に常時装着するものとし、データを利用し、又は外部へ提供するのみ、管理責任者等が本体から取り出すものとする。
- (5) データは、加工又は複写することなく、記録時の状態のままにしておく。ただし、データを利用し、又は外部へ提供する場合は、この限りでない。
- (6) 記録媒体内のデータの保存期間は7か月以内とする。ただし、管理責任者が、当該データの利用又は外部への提供のために特に必要と認める場合は、この限りでない。

(データの利用目的等)

第7条 データの利用目的は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号のいずれかに該当する場合に限り利用及び提供することができる。

- (1) 事故又はトラブル(以下「事故等」という。)の確認、分析又は原因究明
- (2) 事故等が発生するおそれのあった危機的状況の情報収集又は分析
- (3) 職員の安全運転意識及び運転マナーの向上のための教育

- (4) 事故等の状況又は原因を明らかにするため、当該事故等の当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は警察等捜査機関から文書により提供を求められた場合におけるそれらの者への提供
- (5) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第69条に基づく利用及び提供
- 2 前項の規定によりデータを外部へ提供する場合においては、技術的に可能な必要最小限度の範囲に限定しなければならない。
- 3 第1項の規定によりデータを外部へ提供したときは、ドライブレコーダーにより記録されたデータの外部提供記録(様式)を作成し、保管しなければならない。  
(法及び条例との適用関係)
- 第8条 データの取扱いに関しては、この訓令に定めがあるもののほか、法及び岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の定めるところによる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年市教育委員会訓令甲第2号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式(第7条関係)

様式(第7条関係)

ドライブレコーダーにより記録されたデータの外部提供記録

所管課：

担当者：

受付年月日		
提 供 先	氏名又は団体名	
	住所又は所在地	
	責任者(代表者)名 ※法人の場合に限る	
	連 絡 先	
データ提供の理由		
請求根拠		
提供年月日		
提供データの内容	ドライブレコーダー 搭載車車両番号	
	撮 影 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
保存媒体		
そ の 他		